

Ⅲ. 教員・教員組織

2. 点検・評価

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

高度の専門職業人を養成するための能力・資質を明確に定めていない。

食品薬品総合科学研究科小委員会

大学および食品薬品総合科学研究科として求める教員像および教員組織の編成方針を設定した。学位を有する実務経験者を中心とした教員組織を目指す。学位を有する実務経験者の採用は2015年以降に可能になる予定である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

高度の専門職業人を養成するための能力・資質を明確に定めたのち、各教員の持つ高度の専門職業人を養成するための能力・資質を明確にして、不足している能力・資質を育成するよう指導、あるいは人材を補完する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

2015年度より高度の専門職業人を養成するための能力・資質を有する人材を補完する可能性がある。大学および食品薬品総合科学研究科として求める教員像および教員組織の編成方針を設定した。

IV. 教育内容・方法・成果

(二) 教育課程・教育内容

2. 点検・評価

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

相応しい教育内容であるか否かの検討は、具体的な問題が表面化あるいは指摘されないかぎり実施されていない。

食品薬品総合科学研究科小委員会

平成 13 年度食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成した。
FD 委員会を開催し、検証を行った。順次的教育・コースワーク/リサーチワークに関して改善点があるため、改善案を絞り込んだ。食品薬品総合科学研究科にて 5 月中に承認を得る予定である。
研究科長と大学院教務委員による F D 委員会を開催して、毎年、検証する。
そして、食品薬品総合科学研究科委員会において改善を図る。

3. 将来に向けた発展方法

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

教育課程、教育内容のチェック体制を補完する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

平成 13 年度食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成した。
FD 委員会を開催し、検証を行った。順次的教育・コースワーク/リサーチワークに関して改善点があるため、改善案を絞り込んだ。食品薬品総合科学研究科にて 5 月中に承認を得る予定である。
目指す教育課程に向けた教員組織を構築し、教育課程を編成する。

(三) 教育方法

2. 点検・評価

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科においては、学生による授業に関するフィードバックならびに教育方法を改善するための検証方法がない。

食品薬品総合科学研究科小委員会

統一された全シラバスがホームページ上で閲覧可能となった。
FD委員会にて、院生の意見の収集方法を絞り込んだ。
毎年、研究科長、大学院教務委員と院生との懇談会（授業改善のFDミーティング）を開催して、大学院生からの意見をまとめて、次年度に反映させる。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科においては、学生による授業に関するフィードバックならびに教育方法を改善するための検証方法がない。

食品薬品総合科学研究科小委員会

成績評価方法は統一された全シラバス上で閲覧可能となった。
FD委員会にて、院生の意見の収集方法を絞り込んだ。
毎年、研究科長、大学院教務委員と学生との懇談会（授業改善のFDミーティング）を開催して、大学院生からの意見をまとめて、次年度に反映させる。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

② 改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科においては、学生による授業に関するフィードバックならびに教育方法を改善するための検証方法がない。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成した。これに基づき、順次検証を行うこととした。

3. 将来に向けた発展方法

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

改善のための検証方法を検討し、組織的研修・研究を実施する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

統一された全シラバスがホームページ上で閲覧可能となった。
研究科長と大学院教務委員による FD 委員会を開催して、毎年、検証する。
そして、食品薬品総合科学研究科委員会において、改善を図る。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

② 改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

改善のための検証方法を検討し、組織的研修・研究を実施する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

成績評価方法は統一された全シラバス上で閲覧可能となった。
FD 委員会にて、院生の意見の収集方法を絞り込んだ。
毎年、研究科長、大学院教務委員と学生との懇談会（授業改善の FD ミーティング）を開催して、大学院生からの意見を集めて、次年度に反映させる。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

改善のための検証方法を検討し、組織的研修・研究を実施する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成した。これに基づき、順次検証を行うこととした。

(四) 成果

2. 点検・評価

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生の自己評価や修了後の評価を実施していない。

食品薬品総合科学研究科小委員会

研究科長、大学院教務委員からなる FD 委員会を立ち上げ、検討を開始した。研究科長、大学院教務委員と学生との懇談会（授業改善の FD ミーティング）を開催して、大学院生からの意見をまとめて、次年度に反映させる。該当院生が現在在籍していないため、院生が入学した時点で懇談会を実施する。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生の自己評価や卒業後の評価の改善に結びつけるシステムを構築する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

FD 委員会にて、学位授与の基準案をつくった。今秋までに食品薬品総合科学研究科委員会にて承認を得、履修要項に記載する。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生の自己評価や卒業後の評価の改善に結びつけるシステムを構築する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

研究科長、大学院教務委員からなる FD 委員会を立ち上げ、検討を開始した。研究科長、大学院教務委員と学生との懇談会（授業改善の FD ミーティング）を開催して、大学院生からの意見をまとめて、次年度に反映させる。該当院生が現在在籍していないため、院生が入学した時点で懇談会を実施する。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

課程博士並びに論文博士の業績の雛形を明示する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

従来より、修了生の学位論文は作成後、本学図書館と国会図書館に提出されている。従って、ホームページ等に雛形が閲覧可能であることを明示する。

V 学生の受け入れ

2. 点検・評価

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

②改善すべき事項

〈17〉食品薬品総合科学研究科

収容定員が満たされていない。これは理科離れや経済情勢によるとともに、本研究科に関する紹介や広報活動が不十分であることに起因する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

予算を捻出し、今秋までに食品薬品総合科学研究科のホームページを開設する予定を立てた。

研究成果（学会発表、論文発表、特許出願など）を分かりやすく解説したものをホームページに掲載することで社会へ発信する。

3. 将来に向けた発展方法

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

②改善すべき事項

〈17〉食品薬品総合科学研究科

本研究科の広報活動を高めて学外研究者の学位取得の推進など、定員を充足する重点的施策を検討する。

食品薬品総合科学研究科小委員会

栄養学研究科の広報誌の一部に食品薬品総合科学研究科について紹介したが、さらに内容を豊富にするなどの改善をする。

食品薬品総合科学研究科のホームページやパンフレットで、最新の研究成果（学会発表、論文発表、特許出願など）を紹介する。

大学周辺の研究機関へ大学院入学案内のパンフレットを配布して、社会人博士課程入学を促す。

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

[基準1] 理念・目的

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので(『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査)、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検(内容の適切な見直しと検証)を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

食品薬品総合科学研究科小委員会

理念・目的は作成済みである。食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成し、食品薬品総合科学研究科委員会が理念・目的を検証する期日の予定を設定した。

FD委員会を開催し、食品薬品総合科学研究科のホームページや大学院案内のパンフレットを作成するための費用の捻出が当面の課題であることを確認した。

[基準3] 教員・教員組織

<概評>

食品薬品総合科学研究科

教員像や教員組織の編制方針などについては、「大学憲章」(資料86)に貴大学で期待される教職員像が示され(『点検・評価報告書』36頁)、教員に必要となる能力・資質等については、学位保有者で教育・研究上の能力があることを明示しているが、研究科独自の教員像や教員組織の編制方針は明確に定められていない。授業科目と担当教員の整合性については「食品薬品総合科学研究科委員会」において審議される。貴研究科は、栄養および薬学研究科の専任教員からなり、採用・昇任は各研究科の規程と手続きで個別に行われているが、本研究科の教育理念との関連が明確ではない。また、研究業績報告書(資料149)は栄養学部教員の業績集であり、貴研究科としての業績を示す必要がある。研究科規則により、その構成員が定められており、教員間の組織的連携体制(『点検・評価報告書』40頁、資料51『大学院履修要項』)、教員としての能力・資質についても栄養、薬学両学部「教育職員選考基準」で明示されているが、貴研究科として定められていないので、食品薬品総合科学研究科の教育理念・目的に沿った教員の選考基準を制定するよう改善が望まれる。教員の資質向上のための取り組みとしては、栄養学部あるいは薬学部と合同で行っているが、研究科教員を対象としたFDテーマも取り上げることが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

教員資格基準を制定した。その中に業績を示す論文審査の項目も含まれている。2013年度は従来の教員が有資格者として担当を任されることとなったが、次年度より教員資格基準に基づいて教員審査が行われる。教員組織の編成方針は検討中である。教育理念に基づく教員採用・昇任の規定を決定する。

研究科長と大学院教務委員によるFD委員会を設置した。毎年、学生との懇談会(授業改善のFDミーティング)を開催して、大学院生からの意見を集めて、次年度に反映する。

2013年度に実施・改善および検証すべき項目を食品薬品総合科学研究科自己点検計画表にまとめ、食品薬品総合科学研究科委員会にて実施が承認された。各項目を食品薬品総合科学研究科委員会で諮りながら順次対応する。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全学

- (1) 各学部・研究科(栄養学部を除く)において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科担当教員の選考基準を作成したが、本年度は従来の教員を有資格者とする事となった。この基準を用い、今後毎年2月に審査する。

全研究科

(1) 実務法学研究科を除く各研究科において、教員の選考基準を制定するよう改善が望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科担当教員の選考基準を作成したが、本年度は従来の教員を有資格者とする事となった。この基準を用い、今後毎年2月に審査する。

(2) 人間文化学研究科および実務法学研究科を除く各研究科において、教員の資質向上を図るための研修等が学部と合同で行われており、研究科独自に教員・教員組織の維持・向上にむけた恒常的な取り組みが行われていないので、改善が望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

教員の資質の向上・研究活動活発化を図るために、年初に学会参加の予定を各教員に申告させ、確実に遂行するよう管理することとした。そのためのフォーマットを作成し、各教員に配信、提出を求める。

食品薬品総合科学研究科の予算として研修費を捻出する方策を検討している。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

食品薬品総合科学研究科

「食品薬品総合科学研究科規則」および「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」に教育目標、授業科目、必要履修単位数が明示されており、「履修規則」、ホームページにより修了要件等が公表されているが、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、それらを明示した研究科独自の学位授与方針を策定することが望まれる。また、教育課程の編成・実施方針についても策定することが望まれる。教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、検証は一部行われているが、それらの結果についての構成員間（薬学および栄養学研究科教員）での情報交換をするなど、恒常的な検証の機会の設定が望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科の CP と DP を設定した。これらの検証を食品薬品総合科学研究科委員会で実施するよう食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成・記入した。各項目を食品薬品総合科学研究科委員会で諮りながら順次対応する。

食品薬品総合科学研究科の明確な学位授与方針案を FD 委員会にて作成した。速やかに食品薬品総合科学研究科委員会に諮り、承認を得る。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科

- (1) 各研究科において、修了要件は明示されているが（『大学院履修要項』『学位規則』）、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、研究科としての教育目標あるいは履修モデルに合致する内容を反映した独自の学位授与方針を策定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して公表することが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科の DP を作成した。学位授与方針案も FD 委員会にて纏められており、近日中に食品薬品総合科学研究科委員会にて承認を得る。広報誌やホームページ作成のための費用を捻出する方策を検討している。

- (2) 各研究科において（実務法学研究科を除く）、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して適切な媒体をとおして周知・公表することが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科の CP を作成した。広報誌やホームページ作成のための費用を捻出

する方策を検討している。

食品薬品総合科学研究科

- (1) 食品薬品総合科学研究科において、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針についての恒常的な検証を行う必要があり、また、『点検・評価報告書』84頁には、教育指導は複数の関連研究者による協力のもとに行うことが明示されているとあるが、その公表方法についても考慮されたい。

食品薬品総合科学研究科小委員会

学位授与方針案もFD委員会にて纏められており、近日中に食品薬品総合科学研究科委員会にて承認を得る。食品薬品総合科学研究科自己点検計画表を作成し、食品薬品総合科学研究科委員会が恒常的な検証を行えるようにした。FD委員会にて検討し、教育課程の編成、実施方針について改善案を策定した。本年度中に学則改正する予定である。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<概評>

食品薬品総合科学研究科

貴研究科の教育方針に沿い、コースワークとして10単位以上、また、科学的知見と研究発表・論文作成によるサーチワークの目標を定めているが、コースワーク、リサーチワーク両者のバランスは考慮されていない(『点検・評価報告書』113頁、資料79『各種規程等一覧(抜粋)』栄養学研究科規則別表)。教育内容の適切さについて検討はなされていないので(『点検・評価報告書』118頁)、教育課程、教育内容の不断の検証、評価体制を構築するよう改善の努力が望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

2013年度に検証すべき項目を食品薬品総合科学研究科自己点検計画表にまとめ、食品薬品総合科学研究科委員会にてその実施が承認された。各項目を食品薬品総合科学研究科委員会で諮りながら順次対応する。教育課程・教育内容の検証を年度末の食品薬品総合科学研究科委員会で実施する。

研究科長と大学院教務委員によるFD委員会を設置し、活動にはいった。毎年、学生との懇談会(授業改善のFDミーティング)を開催して、大学院生からの意見をまとめて、次年度に反映する。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

食品薬品総合科学研究科

- (1) 『点検・評価報告書』118頁によれば、「相応しい教育内容であるか否かの検討は、具体的な問題が表面化あるいは指摘されない限り実施されていない。」とのことなので、食品薬品総合科学研究科において、教育課程、教育内容の不断の検証、評価体制を構築するよう改善が望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

教育課程・教育内容についてCPとしてまとめ、教育内容は統一したシラバスに記載された。FD委員会にて検討し、教育課程の編成、実施方針について改善案を策定した。本年度中に学則改正する予定である。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<概評>

食品薬品総合科学研究科

指導教員と相談のうえ決定した研究テーマについて、コースワークの内容を活用しながら研究指導計画に基づいた研究および学位論文指導は行われている（『点検・評価報告書』133頁）。しかしながら、教育目標の達成に向けた授業形態、また、学生の主体的参加を促す方法も各教員にまかせられており、組織的な取り組みがなされていないので、組織的に検証する体制を整えるよう改善が望まれる。シラバスは、評価方法、評価基準が明確に明示されていないものが多く（資料51『大学院履修要項』258頁）、統一的なシラバス形態の導入が望まれる。また、シラバスは各教員によって点検されているが、それに沿って授業展開がなされているかどうか検証はされていない（『点検・評価報告書』137頁）。

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施はなされておらず（『点検・評価報告書』144頁）、また、学生による授業評価アンケート結果のフィードバック、教育方法を改善するための検証もなされていないので（『点検・評価報告書』149頁）、改善が望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

大学院教務委員を中心にしてシラバス形態を統一した。

2013年度に検証すべき項目を食品薬品総合科学研究科自己点検計画表にまとめ、食品薬品総合科学研究科委員会にてその実施が承認された。各項目を食品薬品総合科学研究科委員会で諮りながら順次対応する。教育内容・方法・成果・授業形態・授業内容・学生の主体的参加を促す方法に関する学生のレポートの検証を年度末の食品薬品総合科学研究科委員会で実施する。

研究科長と大学院教務委員によるFD委員会を設置し、活動にはいった。毎年、学生との懇談会（授業改善のFDミーティング）を開催して、大学院生からの意見を集めて、次年度に反映する。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

食品薬品総合科学研究科

- (1) シラバスは統一した書式で作成されているが、授業内容や成績評価基準が不明確なものが散見されるので、学生があらかじめ知ることのできるよう明示することが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

授業内容や成績評価基準を明確とした。

- (2) 授業内容および教育方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施が望まれる（『点検・評価報告書』144頁）。

食品薬品総合科学研究科小委員会

教員の資質の向上・研究活動活発化を図るために、年初に学会参加の予定を各教員に申告させ、確実に遂行するよう管理することとした。そのためのフォーマットを作成し、各教員に配信、提出を求める。

食品薬品総合科学研究科の予算として研修費を捻出する方策を検討している。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

食品薬品総合科学研究科

学習成果を測定するための評価指標には成績評価が用いられているが、学生による自己評価や卒業後の評価などの指標は組織だって検証されておらず、教育内容・方法等の改善に向けた取り組みは十分とはいえない。学位授与基準、学位授与手続きなどについては「博士の学位に関する取り扱い内規」に掲載されているが、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）が定められていない点は、改善が望まれる。学位授与の適切性については、「研究科委員会」で適宜検討されており、学位審査および修了認定も「研究科委員会」で行われる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

2013 年度に検証すべき項目を食品薬品総合科学研究科自己点検計画表にまとめ、食品薬品総合科学研究科委員会にてその実施が承認された。各項目を食品薬品総合科学研究科委員会で諮りながら順次対応する。教育内容・方法・成果・授業形態・授業内容・学生の主体的参加を促す方法に関する学生のレポートの検証を年度末の食品薬品総合科学研究科委員会で実施する。

DP と学位論文審査基準案は作成した。11 月までに食品薬品総合科学研究科委員会にて承認を得、大学院履修要項に明示する。院生による自己評価や卒業後の評価などの指標は、統計的に意味のある院生数に達した段階で行うが、修了生は全員専門職に就き、職責を果たしている。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科（実務法学研究科）を除く

- (1) 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）が明示されていないので、『大学院履修要項』などに掲載し、学生に明示することが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

学位論文審査基準案は作成したので、食品薬品総合科学研究科委員会にて承認を得、大学院履修要項に明示する。

[基準5] 学生の受け入れ

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (2) 全研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明示していないので、公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。

食品薬品総合科学研究科小委員会

食品薬品総合科学研究科の理念・目的・AP・CP・DPを作成した。広報誌やホームページ作成のための費用を捻出する方策を検討している。
